

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、府中市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年四月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
上山町民会館	府中市上山町 688 番地	令和 7 年 4 月 1 日
協和北コミュニティホーム	府中市行藤町字縄毛荒神前	令和 7 年 4 月 1 日
府中市消防団広谷分団第 3 部 消防器庫	府中市元町 353 番地	令和 7 年 4 月 1 日
府中市消防団府中分団第 3 部 消防器庫	府中市府中町 630 番地	令和 7 年 4 月 1 日
明浄寺	府中市府中町 826 番地	令和 7 年 4 月 1 日